

売却区分番号	117-1		
見積価額	¥3,520,000	公売保証金	¥360,000
財産の表示	所在 徳島県鳴門市大津町徳長字前ノ越 地番 110番1 地目 畑 地積 2,613平方メートル <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>		
公法上の規制	農業振興地域内 農用地区域 市街化調整区域		
接道状況	公売財産の南西側、旧吉野川堤防上に整備された現況幅員約4メートルの舗装県道（鳴門徳島自転車道線）とそれと併走する現況幅員約7.8メートルの粟津港臨港道路（舗装有）を利用します。公売財産は、これらの道路より約2.5メートル低い ため、堤防の法面に整備された幅員約4メートルの未舗装坂路を經由して出入り できます。 また、南西側は幅員約1.9メートルの水路の管理道路にほぼ等高に接して います。		
地盤・地勢等	東西約13～54メートル、南北約16.5～68メートルの台形に近い不整形地で画地内ほぼ平坦、周囲ともほぼ等高です。		
使用状況等	公売財産は、第三者が畑として耕作利用しています。 北ないし東側の隣接不動産は畑、西ないし南西側は幅約2.1～3メートルの開渠水路を隔てて畑、堤防です。 鳴門市農業委員会に確認したところ、小作権、利用権の設定はありません。 令和8年5月中旬頃までに、電柱を支える架空支線が公売財産の上空に架設される予定です。		
特記事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 農地等につき、公売の参加には農業委員会等の発行する「買受適格証明書」の提出が必要です。 2 農地等の権利移転手続には、農業委員会等の発行する所有権移転の「許可証」、「協議が成立した旨を記載した通知書」又は「受理通知書」の呈示が必要です。 3 公売は現況有姿により行うものであるため、次の一般的事項を十分ご理解の上、公売へご参加ください。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 公売財産について、あらかじめその現況及び関係公簿等を確認してください。 (2) 公売財産の種類又は品質に関する不適合があっても、執行機関（国）は、担保責任を負いません。 (3) 執行機関（国）は、公売財産の引渡し義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合や公売財産内にある動産等の処理などは、すべて買受人の責任において行うこととなります。 (4) 土地の境界については、隣接地所有者と協議してください。 (5) 土壌汚染、地中埋設物、アスベストなどに関する専門的な調査は行っていません。 4 権利移転及び危険負担の移転の時期は、売却決定後、買受人が買受代金を納付した時です。 ただし、法令等の規定により許可又は登録等を要する公売財産については、関係機関の許可又は登録等の要件を満たさなければ、権利移転の効力は生じません。 5 公売財産の権利移転に伴う費用は、買受人の負担となります。 6 公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をご確認ください。 		

	い。
住居表示等	近隣の住居表示「徳島県鳴門市大津町徳長字前ノ越94」付近
最寄駅等	JR四国（鳴門線）金比羅前駅から南へ約3.2キロメートル
その他事項	公売財産の売却決定は、最高価申込者に係る入札価額をもって行います。

【住宅地図】



【住宅地図】



売却区分番号

117-1



【14条地図】

